

埼玉県犯罪被害者等支援に関する指針

～犯罪被害者等が再び平穏な生活を営める社会の実現を目指して～



平成31年4月



目 次

第1章 指針の基本・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 はじめに	
2 推進体制	
3 指針の性格	
第2章 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1 犯罪被害者等の尊厳にふさわしい処遇の保障	
2 被害の状況に応じた適切な支援	
3 切れ目のない支援の推進	
第3章 重点課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第1 支援等のための体制整備への取組	
第2 損害回復・経済的支援等への取組	
第3 精神的・身体的被害の回復、再被害の防止等	
第4 県民の理解の増進と配慮・協力確保への取組	
第4章 施策の体系等・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1 関係機関による支援連携イメージ	3
2 施策の体系	4
第5章 重点課題に係る具体的施策・・・・・・・・	6
第1 支援等のための体制整備への取組	
1 推進体制の整備	6
2 相談・情報提供体制の充実	7
3 支援従事者の育成	9
4 民間支援団体に関する援助	11
第2 損害回復・経済的支援等への取組	
1 日常生活の支援	11
2 居住の安定	12
3 雇用の安定	12
4 経済的な助成に関する情報の提供等	13
第3 精神的・身体的被害の回復、再被害の防止等	
1 保健医療サービス・福祉医療サービスの充実等	14
2 安全の確保	16
第4 県民の理解の増進と配慮・協力確保への取組	
1 広報・啓発	18
第5 施策関係所属一覧	20

〈資料〉

- ・ 犯罪被害者等基本法
- ・ 埼玉県犯罪被害者支援条例

第1章 指針の基本

1 はじめに

誰もがある日突然、犯罪被害者やその家族、遺族（以下「犯罪被害者等」という。）になり得るおそれがあります。

犯罪被害者等は、生命を奪われる、家族を失う、障害を負わされる、財産を奪われるといった直接の被害に加え、周囲の無理解による配慮に欠けた対応によって間接的な被害にも苦しめられている現状にあります。

これらのさまざまな問題で苦しんでいる犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる社会を実現することを目的として、平成30年3月に「埼玉県犯罪被害者等支援条例」（以下「県条例」という。）が施行されました。

こうした状況を踏まえ、県が犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「埼玉県犯罪被害者等支援に関する指針」（以下「指針」という。）を策定することとしました。

2 推進体制

(1) 関係機関との連携・協力

犯罪被害者支援推進協議会^{*1}により、市町村、民間支援団体をはじめとする関係機関との連携・協力を図りながら、犯罪被害者等支援に関する施策を推進します。

(2) 庁内の実施体制

埼玉県犯罪被害者等支援推進会議^{*2}を設置し、庁内関係課所が相互に連携を図りながら犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進します。

(3) 意見の適切な反映

埼玉県犯罪被害者等支援に関する有識者検討会^{*3}を設置し、広く学識・経験のある者からの意見を求め、指針の策定等に反映させます。

3 指針の性格

この指針は、犯罪被害者等基本法第5条及び県条例第9条に基づき、埼玉県における犯罪被害者等支援を総合的に推進するためのものです。

なお、指針は、犯罪被害者等を取り巻く社会情勢の変化などに応じて、埼玉県犯罪被害者等支援に関する有識者検討会による意見も反映させながら、必要に応じて見直すこととします。

*1 犯罪被害者支援推進協議会：犯罪被害者等の置かれている現状を踏まえ、行政機関及び民間団体等との緊密な連携と相互協力により、各種支援活動を効果的に推進することを目的に設置しています。

*2 埼玉県犯罪被害者等支援推進会議：県における犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に設置しており、知事部局、教育局及び警察本部の関係所属にて構成されています。

*3 埼玉県犯罪被害者等支援に関する有識者検討会：指針の策定、見直し及び犯罪被害者等支援に必要な事項について、広く外部の意見を求めるために設置しており、犯罪被害者等、医師、弁護士、大学教授等により構成されています。

第2章 基本方針

県条例第3条に掲げる基本理念のもと、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復又は軽減を図り、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる社会の実現を目指します。

1 犯罪被害者等の尊厳にふさわしい処遇の保障

犯罪被害者等は被害に遭う直前までは、普通に生活をしていました。支援施策は例外的な存在に対する一方的な恩恵的措置ではなく、社会のかけがえのない一員として当然に保障される権利・利益の保護を図ります。

2 被害の状況に応じた適切な支援

被害の状況は多種多様、千差万別です。犯罪被害者等のための施策を一律に講ずることは適当ではなく、犯罪被害者等の個々の事情に応じた適切な支援を実施します。

3 切れ目のない支援の推進

犯罪被害者等が平穏な生活を回復するまでには長時間を要し、また時間の経過とともに必要とされる支援も変化します。被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう推進します。

第3章 重点課題

犯罪被害者等が受けた被害からの早期回復又は被害の軽減を図るため、犯罪被害者等の支援に関する4つの重点課題を設定し、各種施策を総合的・体系的に推進します。

第1 支援のための体制整備への取組

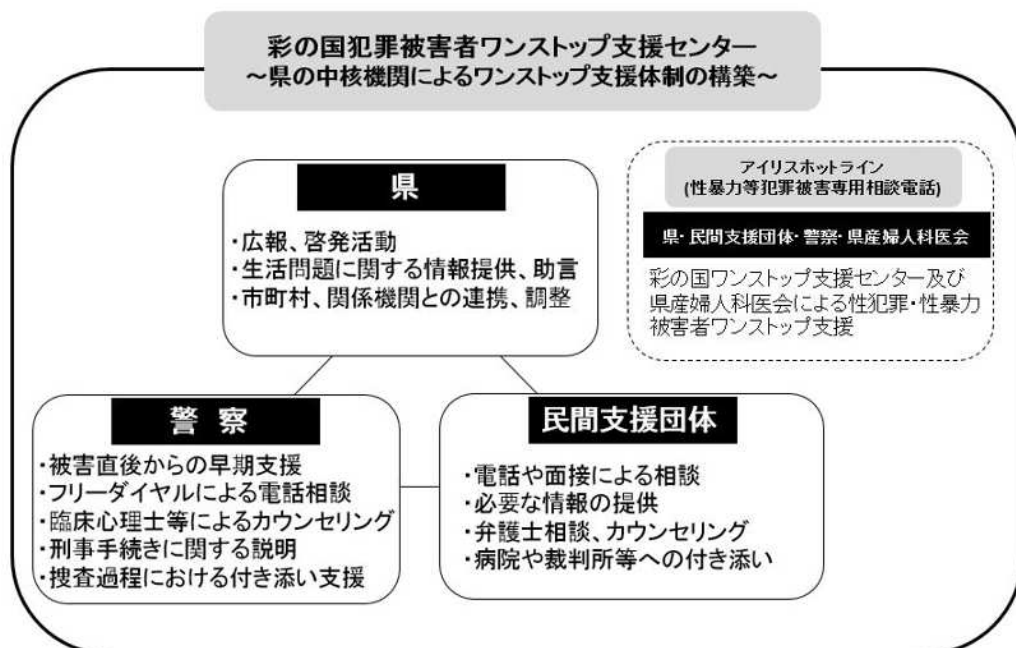
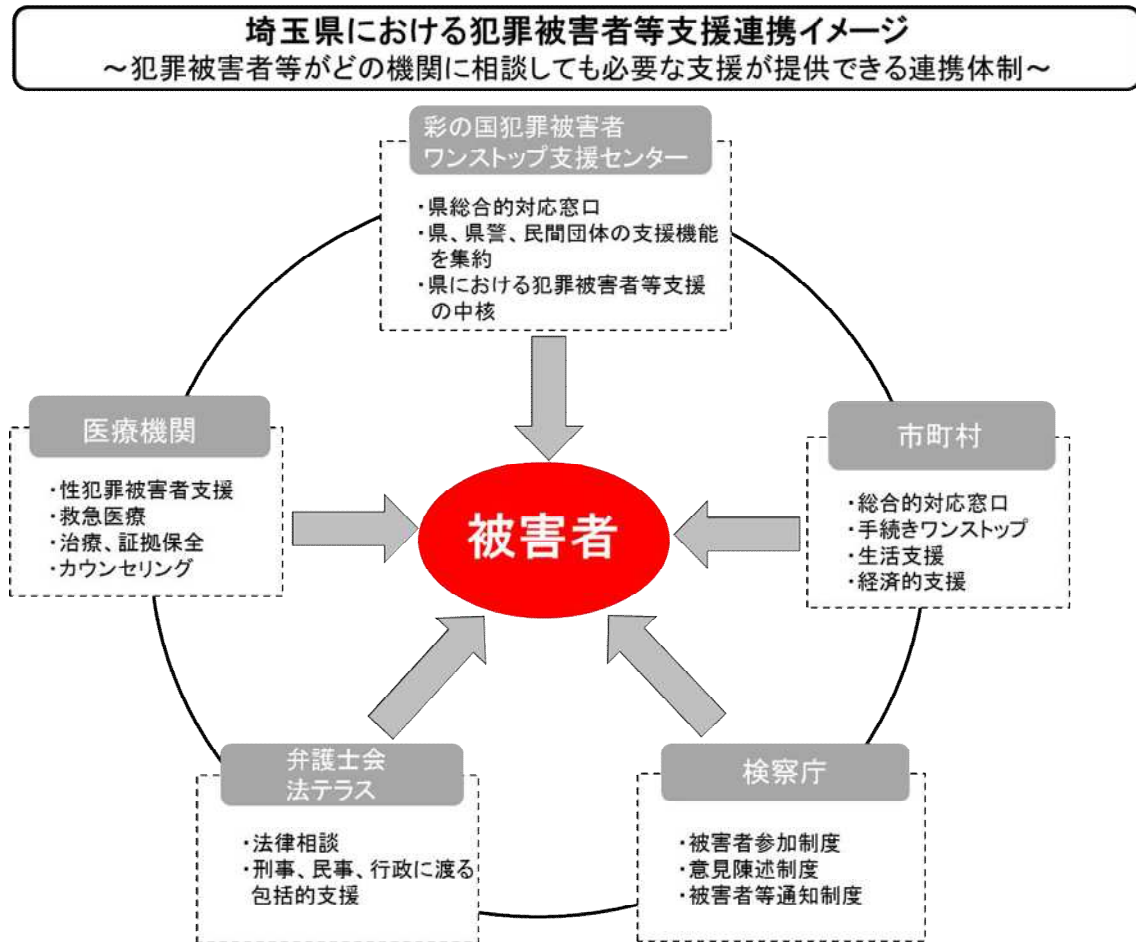
第2 損害回復・経済的支援等への取組

第3 精神的・身体的被害の回復、再被害の防止等

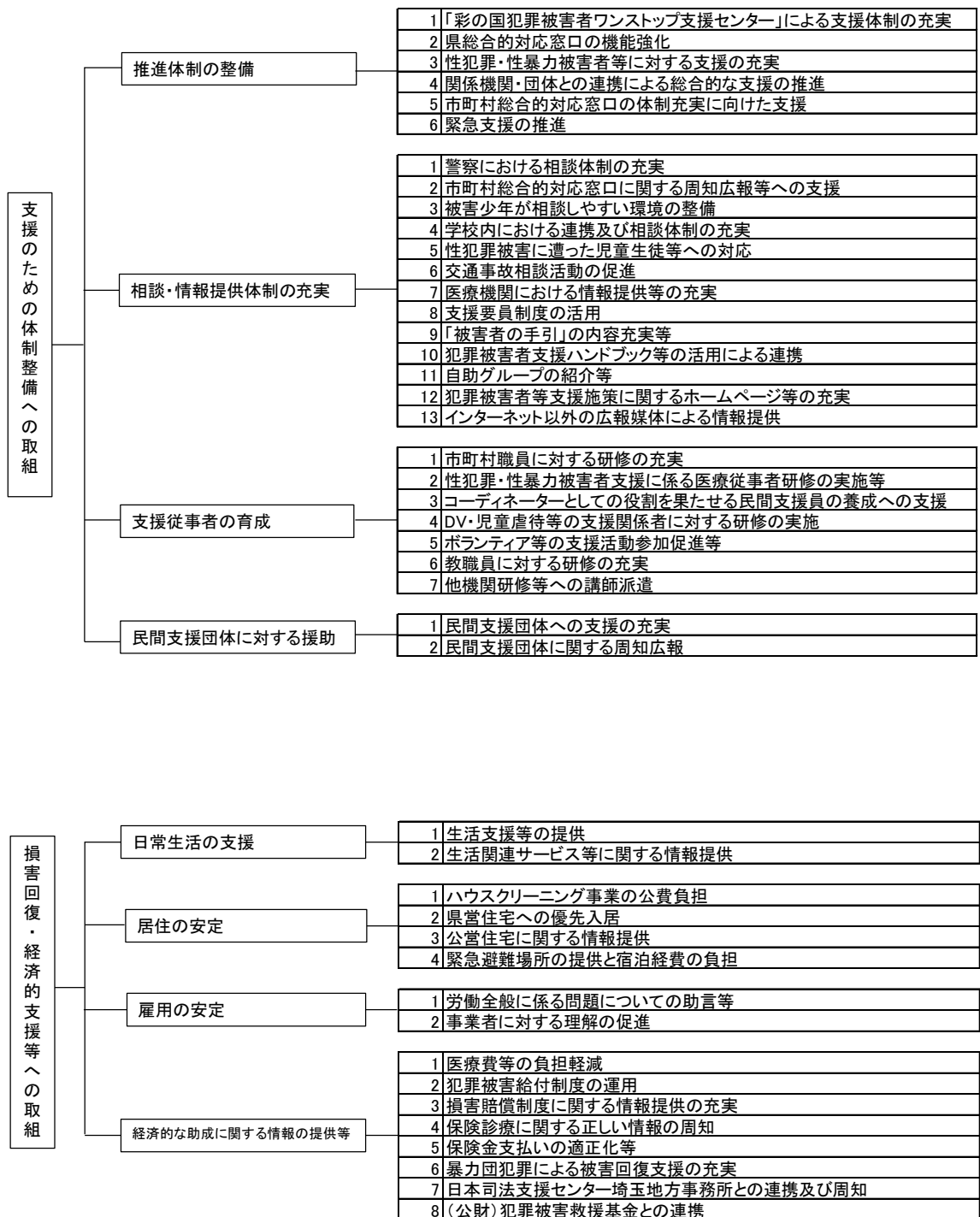
第4 県民の理解の増進と配慮・協力確保への取組

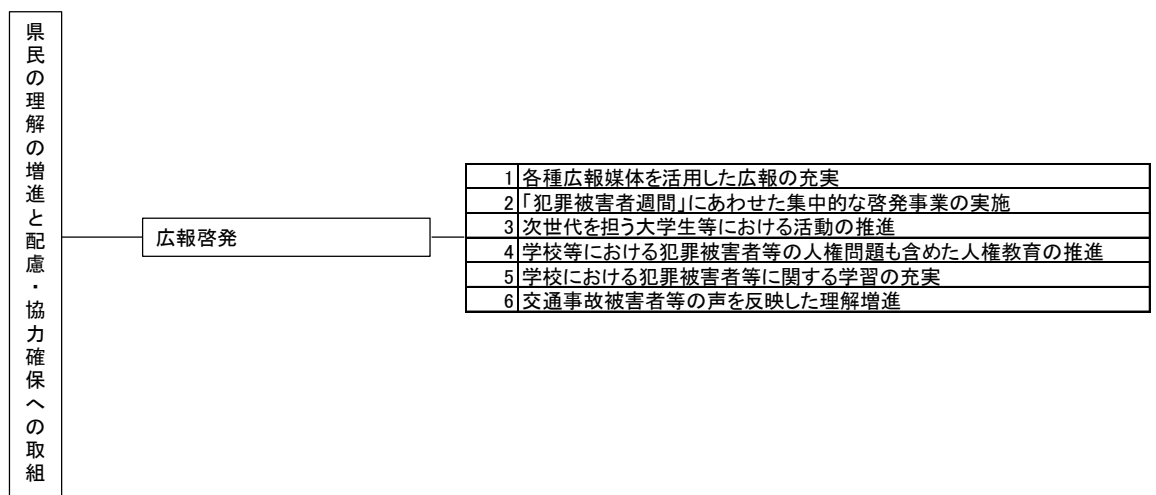
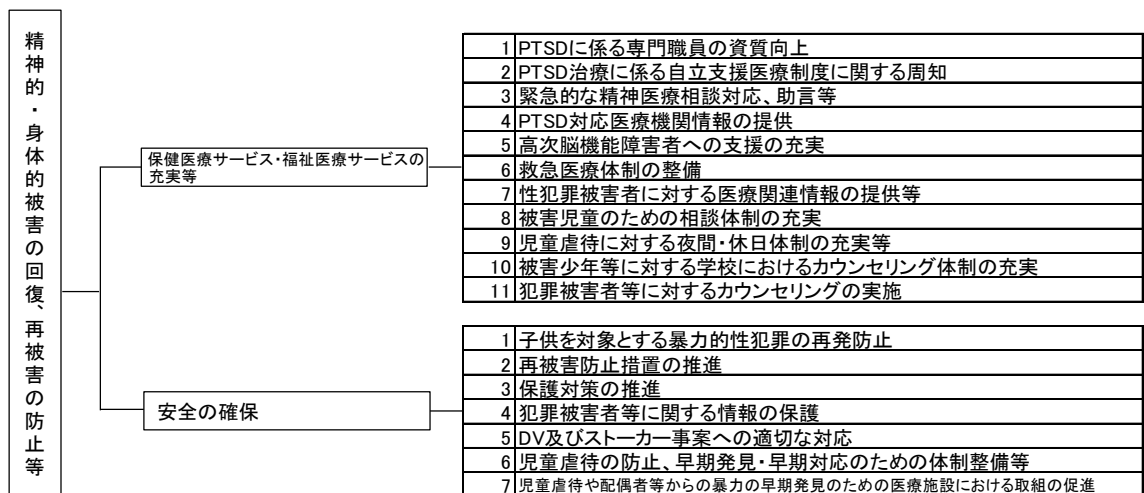
第4章 施策の体系等

1 関係機関による支援連携イメージ



2 施策の体系





第5章 重点課題に係る具体的施策

第1 支援のための体制整備への取組

1 推進体制の整備

様々な問題に直面する犯罪被害者等が再び平穏な生活を取り戻すためには、県、市町村、民間支援団体等が連携した途切れのない支援を推進していくことが必要です。

そこで、犯罪被害者等が「必要な時」に「必要な場所」で「必要な支援」が受けられるよう、県における支援体制の更なる充実強化、民間支援団体をはじめとする支援関係機関・団体との連携強化及び犯罪被害者等に身近な窓口である市町村の総合的対応窓口の充実強化に向けた支援等を行います。

(具体的施策)

(1) 「彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター」による支援体制の充実

県、県警察及び（公社）埼玉犯罪被害者援助センターの三者が一体となり相談及び情報提供等の支援を行う「彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター」において、更なる連携強化を図りながら支援体制の充実を図ります。

【防犯・交通安全課、警務課】

(2) 県総合的対応窓口の機能強化

県の総合的対応窓口においては、市町村総合的対応窓口をはじめとする各種支援関係窓口と連携を図りながら、犯罪被害者等の相談に応じて、最も適切な専門機関に繋ぐため、関係機関・団体等との連絡調整を行います。

【防犯・交通安全課】

(3) 性犯罪・性暴力被害者等に対する支援の充実

被害が潜在化しやすい性犯罪・性暴力被害者等へ、相談対応、緊急避妊等に関する情報提供や、必要な支援を行うため、彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センターが県産婦人科医会等と連携して運営する、「性暴力等犯罪被害専用相談電話アイリスホットライン」による支援体制の強化を図ります。

【防犯・交通安全課、警務課、捜査第一課】

(4) 関係機関・団体との連携による総合的な支援の推進

「埼玉県犯罪被害者支援推進協議会」の加盟関係機関・団体の連携強化を図り、公的機関、事業者、民間団体等が連携した支援を推進します。

【防犯・交通安全課、警務課】

(5) 市町村総合的対応窓口の体制充実に向けた支援

犯罪被害者等に寄り添った支援がスムーズに行うことができるよう、人材育成のための研修や情報の提供、困難事案への対応に対する助言及びマニュアルの作成等により、市町村総合的対応窓口の体制充実に向けた支援を行います。

【防犯・交通安全課】

(6) 緊急支援の推進

県内において、犯罪等により死傷者が多数に上る重大事案等が発生した場合に、迅速かつ円滑な支援を推進します。

ア 県総合的対応窓口においては、市町村総合的対応窓口や関係機関・団体と連携しながら緊急支援の調整を行います。

【防犯・交通安全課】

イ 警察においては、死傷者多数を伴う事件等の発生時においては被害者支援本部を設置し、捜査本部と相互に連携した組織的かつ総合的な支援を行います。

【警務課、危機管理課】

ウ 緊急時の連絡体制の整備や支援に必要な情報提供のありかたについて、市町村及び関係機関と協議を行います。

【防犯・交通安全課、警務課】

2 相談・情報提供体制の充実

犯罪被害者等は、身体的・精神的ショックから、どこに何を相談していいのかわからず、結果として必要な支援を受けることができないという状況が考えられます。

そこで、相談窓口を明確にし、早期に情報提供及び助言を行い、必要により適切な支援関係機関に速やかにつなげるための、相談・情報提供体制の充実を図ります。

(具体的施策)

(1) 警察における相談体制の充実

ア 犯罪被害者支援室における相談電話のほか、全国統一の相談専用電話「#9110」や性犯罪被害相談電話全国共通ダイヤル「#8103」(ハートさん)、少年相談等の個別の窓口において、相談受理体制の充実を図ります。

【警務課】

イ 犯罪被害者等の住所地等にかかわらず、匿名であっても相談に応じ、支援関係機関・団体等に関する情報提供を行うなど、犯罪被害者等の負担を軽減し、より相談しやすい対応を図ります。

【警務課】

ウ 交通事故に関する相談については、保険請求・損害賠償請求制度に関する情報提供や各種相談窓口の紹介のほか、死亡事故等における加害者に対する行政処分結果等の問い合わせに対して、適切な対応を図ります。

【警務課、交通捜査課、運転管理課】

(2) 市町村総合的対応窓口に関する周知広報等への支援

犯罪被害者等にとって、最も身近な相談窓口である市町村総合的対応窓口について、窓口表示板の提供やホームページへの掲載等により周知広報を行います。

【防犯・交通安全課】

(3) 被害少年*⁴が相談しやすい環境の整備

少年サポートセンターや警察署の少年係等、少年からの相談を受け付ける窓口において、関係機関への引継ぎを含め、少年の特性に十分配慮した対応を行うとともに、電子メールによる相談対応等により、被害少年が相談しやすい環境の充実に努めます。

【少年課】

(4) 学校内における連携及び相談体制の充実

県内の小・中学校及び高校へスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置・派遣し、学校における相談体制の充実に努めます。また、各学校でスクールカウンセラー等と連携した校内研修会の開催に努めるなど、学校内における連携促進や教職員の指導力向上に努めます。

【生徒指導課】

(5) 性犯罪被害に遭った児童生徒等*⁵への対応

性犯罪被害者である児童生徒及びその保護者からの相談等に対し、教職員とスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーが連携し、適切な対応ができるよう、学校内の教育相談体制の充実に努めるとともに、関係機関との連携に努めます。

【生徒指導課】

(6) 交通事故相談活動の促進

交通事故相談に対し、関係機関における支援活動について適切に教示できるよう、国が実施する交通事故相談員の研修会に職員を派遣し、相談員の資質向上に努めます。

【防犯・交通安全課】

(7) 医療機関における情報提供等の充実

医療機関との犯罪被害者等支援に関する連携強化を図り、犯罪被害者等に対する情報提供の充実に努めます。

【防犯・交通安全課、保健医療政策課、医療整備課、警務課】

(8) 支援要員制度の活用

事件発生直後から犯罪被害者等に付添い、必要な助言や情報提供を行うとともに、関係機関への引継ぎを行う役割を果たす支援要員制度の積極的活用を図り、犯罪被害者支援担当部門と捜査担当部門との連携強化を図ります。

【警務課】

* 4 本指針における「被害少年」とは、20歳未満の者を指します。

* 5 本指針における「児童生徒」とは、小学生、中学生及び高校生を指します。

(9) 「被害者の手引」の内容充実等

犯罪被害者等の保護・支援のための制度の概要を紹介した冊子「被害者の手引」について、一層の内容の充実を図るとともに、犯罪被害者等への十分な周知を行います。

【警務課、交通捜査課】

(10) 犯罪被害者支援ハンドブック等の活用による連携

犯罪被害者等の置かれた現状や支援に携わる際の留意事項、支援関係機関における支援内容を掲載している犯罪被害者支援ハンドブックや、支援関係機関の相談窓口を掲載している同別冊テレホンガイドを活用し、支援関係機関の連携を促進します。

【防犯・交通安全課】

(11) 自助グループの紹介等

民間支援団体との連携を図りながら、犯罪被害者等の要望を踏まえ、自助グループの紹介及び情報提供を行います。

【防犯・交通安全課、警務課】

(12) 犯罪被害者等支援施策に関するホームページ等の充実

県ホームページやアプリ、SNS 等において、相談窓口に関する情報や犯罪被害者等の支援に関する施策、民間支援団体の活動紹介等、随時情報の更新を行い、内容の充実に努めます。

【防犯・交通安全課、広報課（県）、広報課（県警察）、警務課】

(13) インターネット以外の媒体による情報提供

広報用ポスター、リーフレット等を作成、配布するほか、広報紙等の各種媒体を活用して、情報提供に努めます。

【防犯・交通安全課、広報課（県）】

3 支援従事者の育成

支援に携わる者の必要な知識や技能が不足しては、十分、かつ、適切な支援を提供できません。そこで、犯罪被害者等の置かれている現状の理解や心身の健康を回復させるための方法等に関する専門的知識と技能向上のための研修体制の充実や、人材の育成を行います。

（具体的施策）

(1) 市町村職員に対する研修の充実

市町村の総合的対応窓口職員や犯罪被害者等支援施策担当職員を対象とした研修を充実させ、市町村における犯罪被害者等支援に関する資質の向上を支援します。

【防犯・交通安全課】

(2) 性犯罪・性暴力被害者支援に係る医療従事者等研修の実施

性犯罪・性暴力被害者支援に係る医療従事者等に対し、心理的支援、司法対応、性暴力等犯罪被害専用相談電話アイリスホットラインをはじめとする関係機関との連携等に関する研修を行います。

【防犯・交通安全課、警務課、捜査第一課】

(3) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援

民間支援団体に対し、同団体が行う研修内容への助言や講師派遣等の協力を行い、犯罪被害者等に対する支援全般をコーディネートできる人材の育成を支援します。

【防犯・交通安全課、警務課】

(4) DV・児童虐待等の支援関係者に対する研修の実施

DVや児童虐待*⁶、高齢者虐待*⁷、障害者虐待の対応に従事する職員に対して犯罪被害者等支援に関する研修を実施します。

【人権・男女共同参画課、こども安全課、地域包括ケア課、障害者支援課】

(5) ボランティア等の支援活動参加促進等

ア 彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センターが運営する、埼玉県犯罪被害者支援学生ボランティア「A y a（彩）」を中心に、次世代を担う若者による支援活動への参加促進を図ります。

【防犯・交通安全課、警務課】

イ 民間支援団体が運営するボランティア支援員養成講座に関する周知広報や講師の派遣を行います。

【防犯・交通安全課、警務課】

(6) 教職員に対する研修の充実

学校の教職員が犯罪被害者等である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、研修等へ講師の派遣を行います。

【防犯・交通安全課、生徒指導課、警務課】

(7) 他機関研修等への講師派遣

支援関係機関や事業者が開催する研修等へ講師の派遣を行います。

【防犯・交通安全課、警務課】

* 6 本指針における児童虐待の「児童」とは、18歳未満の者を指します。

* 7 本指針における高齢者虐待の「高齢者」とは、65歳以上の者（養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又はその他養介護事業に係るサービスの提供を受ける65歳未満の障害者を含む。）を指します。

4 民間支援団体に対する援助

犯罪被害者等の支援を行う民間支援団体は、電話や面談による相談業務のほか、病院、裁判所等への付添い等きめ細やかな直接支援活動を行っており、犯罪被害者等にとっては欠くことのできない存在となっています。

そこで、民間支援団体が将来にわたって安定した支援活動を推進していくため、支援に関する情報の提供、助言や財政基盤確保のための支援に取り組みます。

(具体的施策)

(1) 民間支援団体への支援の充実

犯罪被害者等の支援を行う民間支援団体への財政的支援の充実に努めるとともに、研修に関する講師の派遣、会場の借り上げ等の必要な支援に努めます。

【防犯・交通安全課、警務課】

(2) 民間支援団体に関する周知広報

各種広報媒体や様々な機会を通じて、民間支援団体の活動等について周知を図ります。

【防犯・交通安全課、警務課】

第2 損害回復・経済的支援等への取組

1 日常生活の支援

犯罪被害者等の多くは、警察での事情聴取、裁判への参加、行政機関での手続き等、多くの状況に対応しなければなりません。また、被害による精神的ショックから、家事、育児等が手につかなくなる場合も少なくありません。

そこで、犯罪被害者等が、日常生活に関する支援を受けられるよう、市町村及び関係団体と連携して取り組むと共に、必要な情報の提供を行います。

(具体的施策)

(1) 生活支援等の提供

民間支援団体と連携し、医療機関、裁判所、行政機関等への付添い支援や、家事・育児等の生活支援を提供します。

【防犯・交通安全課、警務課】

(2) 生活関連サービス等に関する情報提供

市町村や関係機関・団体で実施している育児サービスや介護サービス等に関する情報提供を行うとともに、要望に応じてそれらの機関への橋渡しを行います。

【防犯・交通安全課】

2 居住の安定

犯罪被害者等は、自宅が事件現場になったため居住が困難となる場合や、まだ逮捕されていない加害者に自宅を知られている場合、配偶者等からの暴力により自宅以外に居住場所を確保する必要がある場合など、様々な要因により引越しを余儀なくされる場合があります。

そこで、経済的、精神的なショックなどにより新たな住居の確保が困難な犯罪被害者等に対し、中長期的あるいは一時的な住居の確保に取り組みます。

(具体的施策)

(1) ハウスクリーニング事業の公費負担

自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費について、一定の条件下で公費負担を行います。

【警務課】

(2) 県営住宅への優先入居

従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等が県営住宅への入居を希望する場合に、優先的に入居できるよう抽選における当選確率を優遇します。

また、緊急に県営住宅に入居する必要がある場合は、原則として1年を超えない期間での入居について配慮します。

【住宅課】

(3) 公営住宅に関する情報提供

犯罪被害者等に対し、希望する地域の公営住宅に関する情報提供を行うとともに、当該住宅を管理する市町村への橋渡しを行います。

【防犯・交通安全課、住宅課】

(4) 緊急避難場所の提供と宿泊経費の負担

従前の住居に居住することや、再び被害に遭うおそれがあるため帰宅することが困難な犯罪被害者等に対し、緊急避難場所として一時的に宿泊施設を提供するとともに、その宿泊経費の負担軽減を行います。

【警務課、人身安全対策課】

3 雇用の安定

犯罪被害者等は、被害に遭った精神的ショックから仕事が手に付かなくなったり、治療のための通院、裁判への出廷等のため仕事を休むことを与儀なくされたりすることも少なくありません。

そこで、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解促進を図るための取り組みを行います。

(具体的施策)

(1) 労働全般に係る問題についての助言等

労働条件をはじめとした労働問題全般について、相談に対し必要な助言を行うとともに、関係機関を紹介するなど、労働相談窓口の周知を図ります。

【雇用・人材戦略課】

(2) 事業者に対する理解の促進

事業者等を対象とした会合や出前講座の開催を通じ、犯罪被害者等が置かれている現状や、必要な支援に関しての理解促進を図ります。また、犯罪被害に伴う休暇制度の導入など、職場環境づくり等に関する支援制度の普及促進や情報提供を行います。

【防犯・交通安全課、就業支援課】

4 経済的な助成に関する情報の提供等

犯罪被害者等は、生命、身体、財産等に対する直接的な被害だけでなく、高額な医療費の負担や一家の大黒柱を失ったことによる収入の途絶により、経済的に困窮することも少なくありません。

そこで、犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、経済的な助成に関する情報の提供や助言などにより、経済的負担の軽減を図ります。

(具体的施策)

(1) 医療費等の負担軽減

ア 犯罪被害者等に対する初診・診断書の費用、カウンセリング費用、司法解剖後の遺体搬送費、遺体修復費等の他、弁護士相談費用について公費により助成するとともに、制度に関する周知を行います。

【警務課】

イ 性犯罪被害者に対し、警察への届け出の有無にかかわらず、緊急避妊措置や検査費用等の医療費及び弁護士相談費用について公費により助成するとともに、制度に関する周知を行います。

【防犯・交通安全課】

(2) 犯罪被害給付制度の運用

犯罪被害給付制度について、周知を図るとともに、給付制度の対象となり得る犯罪被害者等に対しては、給付制度に関して有する権利や、手続きについての教示を行うほか、給付金の支給に係る裁定については、事案の内容に即して、可及的速やかに行うよう努めます。

【警務課】

(3) 損害賠償制度に関する情報提供の充実

損害賠償請求制度、その他犯罪被害者等の保護・支援のための制度の概要を

紹介した「被害者の手引」及びホームページの内容について、一層の充実を図ります。

【防犯・交通安全課、警務課】

(4) 保険診療に関する正しい情報の周知

犯罪被害者等の負担軽減を図るため、犯罪被害による傷病等であっても保険医療機関による保険診療が可能であること及び必要な届出等を周知します。

【国保医療課、警務課】

(5) 保険金支払いの適正化等

ア 埼玉県交通事故相談所において、交通事故被害者等の損害賠償請求問題等に係る総合的な相談に対応します。

【防犯・交通安全課】

イ (公財) 日弁連交通事故相談センター埼玉県支部における弁護士無料相談対応についての周知を図ります。

【防犯・交通安全課】

(6) 暴力団犯罪による被害回復支援の充実

(公財) 埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター、埼玉弁護士会と連携し、暴力団犯罪に対する被害回復訴訟の支援を行います。

【組織犯罪対策第一課】

(7) 日本司法支援センター埼玉地方事務所との連携及び周知

日本司法支援センター埼玉地方事務所（法テラス埼玉）との連携を図り、民事法律扶助制度の活用による弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減や無料法律相談の活用についての周知を図ります。

【防犯・交通安全課】

(8) (公財) 犯罪被害救援基金との連携

損害賠償の見込みがなく、公的制度では救済の対象とならない場合は、個別の事情に照らして(公財)犯罪被害救援基金と連携し、同基金が行う支援金支給事業等による救済に努めます。

【警務課】

第3 精神的・身体的被害の回復、再被害の防止等

1 保健医療サービス・福祉医療サービスの充実等

犯罪被害者等は、犯罪等により心身に被害を受けることが多く、特に心的外傷後ストレス障害（PTSD）は、療養に長期間を要するため専門的なケアが重要です。

そこで、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況に応じた保健医療サービス及び福祉サービスを医療機関等から受けられるよう、必要な情報提供等を行います。

(具体的施策)

(1) PTSDに係る専門職員の資質向上

国が実施する「PTSD 対策専門研修」等に、専門職員を派遣し、資質向上を図るとともに、精神保健福祉に関する相談支援体制の充実を図ります。

【障害者福祉推進課、警務課】

(2) PTSD 治療に係る自立支援医療制度に関する周知

PTSD の治療（保険診療のみ）が、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）」に基づく自立支援医療費（精神通院医療）の対象となることについての周知を図ります。

【障害者福祉推進課】

(3) 緊急的な精神医療相談対応、助言等

精神科救急情報センターにおいて、夜間、休日における緊急的な精神医療相談に対応し、相談内容に応じた適切な助言を行います。

【障害者福祉推進課】

(4) PTSD 対応医療機関情報の提供

埼玉県医療機能情報提供システムを通じ、PTSD に対応できる医療機関についての情報提供を行います。

【医療整備課】

(5) 高次脳機能障害者への支援の充実

高次脳機能障害に対する理解を促進するとともに、高次脳機能障害支援センターを中心とした、相談・支援体制の強化に努めます。

【障害者福祉推進課】

(6) 救急医療体制の整備

病気やけがの度合いに応じ、適切な医療を受けられるよう、市町村との役割分担のもと、初期、二次、三次の救急医療体制の整備・充実を図ります。

【医療整備課】

(7) 性犯罪被害者に対する医療関連情報の提供等

性犯罪被害者へ緊急避妊等の医療に関する情報を提供し、医療機関と連携した適切な支援を行います。

【防犯・交通安全課、警務課】

(8) 被害児童のための相談体制の充実

児童相談所や児童養護施設において、被害児童を含む子供*⁸に関する相談に対応します。虐待を受けた子供等に対しては、児童福祉司や児童心理司等の専門職員による精神的ケアに努めるとともに、自立支援などの援助を行います。

【こども安全課】

＊８ 本指針における「被害児童を含む子供」とは、１８歳未満の者を指します。

(9) 児童虐待に対する夜間・休日体制の充実等

ア 児童相談所において実施している 24 時間・365 日体制での電話相談や一時保護の実施について、今後も緊急の相談等に対応できる体制を継続します。

【こども安全課】

イ 医療的判断・治療が必要となるケースには、医療機関と連携して適切に対応します。

【こども安全課】

ウ 児童虐待の背景にDVが存在する場合には、関係機関と連携し、DV被害者及び虐待被害児童それぞれに対して適切な支援に努めます。

【こども安全課・人権・男女共同参画課】

(10) 被害児童生徒等に対する学校におけるカウンセリング体制の充実

県内の小・中学校及び高校へのスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置・派遣により、犯罪被害者等である児童生徒及び保護者の心の問題の解決に向けて、学校におけるカウンセリング体制の充実に努めます。

【生徒指導課】

(11) 犯罪被害者等に対するカウンセリングの実施

臨床心理士資格を有する警察部内カウンセラーを効果的に運用し、犯罪被害者等のニーズに応じた適切なカウンセリングの実施に努めます。

【警務課】

2 安全の確保

犯罪被害者等の中には、加害者から再び危害を加えられるのではないかとということに対し、大きな不安・恐怖を抱いている方もいます。

そこで、再び危害が及ぶおそれがある場合は、これを未然に防止し、犯罪被害者等の安全の確保を図ります。

(具体的施策)

(1) 子供^{*9}を対象とする暴力的性犯罪の再発防止

子供を対象とする暴力的性犯罪の加害者による再犯を防止するため、関係機関から出所情報の提供を受け、出所後の居住状況の確認等の必要な措置を行います。

【生活安全総務課】

＊９ 本項における「子供」とは、１３歳未満の者を指します。

(2) 再被害防止措置の推進

ア 同じ加害者によって再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を再被害防止対象者に指定し、埼玉県婦人相談センター、児童相談所等の関係機関と連携を充実させ、犯罪被害者等に対して再被害防止に関する情報を適切に教示するとともに、防犯指導を実施します。

【刑事総務課】

イ 必要に応じ緊急通報装置を貸与し、又は警戒措置を講じるなどし、再被害防止の措置を推進します。

【刑事総務課】

(3) 保護対策の推進

暴力団等による危害を未然に防止するため、暴力団等から危害を受けるおそれのある者を保護対象者として指定し、その者に危害が及ぶ可能性の程度に応じて必要な措置を講じるなど、警察組織の総合力を発揮した保護対策を推進します。

【組織犯罪対策第一課】

(4) 犯罪被害者等に関する情報の保護

住民基本台帳法の適切な運用について、市町村への助言や情報提供に努めます。また、DV及びストーカー行為の被害者等に係る選挙人名簿の抄本の閲覧に関する取扱いの適正な運用についても、市町村への助言や情報提供に努めます。

【市町村課、人身安全対策課】

(5) DV及びストーカー事案への適切な対応

DV及びストーカー事案に関し、被害者に危害を加えられる危険性・切迫性等に応じて、被害者の安全確保を最優先とした迅速・的確な措置を図ります。

【人身安全対策課】

(6) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等

ア 教職員や市町村担当者を対象とした各研修会や保護者への啓発において、継続的に児童虐待対策を取り上げ、児童虐待の早期発見・早期対応のための実践的対応力の向上に努めます。

【学事課、人権教育課】

イ 要保護児童対策関係者を対象として開催する専門性向上のための研修会において、他県の事例も含めて好事例を紹介し、各機関での効果的な取組を図ります。

【こども安全課】

- (7) 児童虐待や配偶者等からの暴力の早期発見のための医療施設における取組の促進医療関係者に向けて、児童虐待に係る研修会の開催やDV被害者対応に係る資料の配布など、被害の早期発見及び支援への理解促進に努めます。

【人権・男女共同参画課、こども安全課】

第4 県民の理解の増進と配慮・協力確保への取組

1 広報・啓発

犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すためには、県及び関係機関・団体が犯罪被害者等に向けた支援施策を講じるだけでは十分とは言えません。県民や事業者においても犯罪被害者等の名誉や平穏を害することのないよう十分に配慮するとともに、犯罪被害者等が置かれている状況について理解を深め、社会全体として犯罪被害者等支援を推進していくことが重要です。

そこで、広報活動及び啓発活動を通じ、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉や平穏への配慮の重要性について県民及び事業者の理解の深化を図ります。

(具体的施策)

- (1) 各種広報媒体を活用した広報の充実

県広報紙やホームページ、SNS等の県広報媒体のほか、テレビやラジオ等、県民の目に触れることの多い各種広報媒体を活用し、犯罪被害者等の支援に関する広報啓発の充実に努めます。

【防犯・交通安全課、広報課（県）、広報課（県警察）、警務課】

- (2) 「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発事業の実施

「犯罪被害者週間（11月25日から12月1日まで）」に国や関係機関と連携を図り、街頭キャンペーンやポスターの掲示等の広報等を行うとともに、週間行事として犯罪被害者支援に関する基調講演等を内容とする「埼玉県犯罪被害者支援県民のつどい」を開催します。

【防犯・交通安全課、警務課】

- (3) 次世代を担う大学生等における活動の推進

埼玉県犯罪被害者支援学生ボランティア「Aya（彩）」による犯罪被害者等支援に関する各種広報啓発活動を中心に、大学生等における活動を推進します。

【防犯・交通安全課、警務課】

- (4) 学校等における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進

自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動がとれるよう、「人権感覚育成プログラム」の普及を図ります。また、「自他の命を尊重し、主体的に人

権問題について考える」取組を推進するなど、各学校等における人権教育の充実を目指します。

【人権教育課】

(5) 学校における犯罪被害者等に関する学習の充実

犯罪の被害にあった方の思いを知ることにより、一つしかない命を見つめなおし、人との支え合いの気持ちを育てると共に、将来の社会を担う児童生徒の犯罪被害者等への配慮や協力意識の涵養を目的に「命の大切さを学ぶ教室」を開催します。

また、警察等の関係機関との連携により、非行防止教室等を開催し、児童生徒の規範意識を醸成するとともに、犯罪抑止のための教育の充実を図ります。

【生徒指導課、警務課、少年課】

(6) 交通事故被害者等の声を反映した理解増進

各種講習会等において、交通事故被害者等による講演・手記を取り入れるなどし、交通事故被害者等の現状や交通事故の惨状等に関する県民の理解増進に努めます。

【警務課、交通総務課】

第5 施策関係所属一覧

知事部局	企画財政部	市町村課
	総務部	学事課
	県民生活部	広報課
		人権・男女共同参画課
		防犯・交通安全課
	福祉部	障害者福祉推進課
		障害者支援課
		地域包括ケア課
		こども安全課
	保健医療部	保健医療政策課
		国保医療課
		医療整備課
	産業労働部	雇用・人材戦略推進課
		就業支援課
	都市整備部	住宅課
教育局	市町村支援部	生徒指導課
		人権教育課
警察本部	総務部	広報課
	警務部	警務課
	生活安全部	生活安全総務課
		人身安全対策課
		少年課
	刑事部	刑事総務課
		捜査第一課
		組織犯罪対策第一課
	交通部	交通総務課
		交通捜査課
		運転管理課
	警備部	危機管理課

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとはいい難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

（基本理念）

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（連携協力）

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（犯罪被害者等基本計画）

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

（法制上の措置等）

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他

の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第十二条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等

が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

（刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等）

第十八条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗よく 状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

（保護、捜査、公判等の過程における配慮等）

第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

（国民の理解の増進）

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

（意見の反映及び透明性の確保）

第二十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 犯罪被害者等施策推進会議

（設置及び所掌事務）

第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。

- 二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。

(組織)

第二十五条 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

(会長)

第二十六条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 国家公安委員会委員長

二 国家公安委員会委員長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第二十八条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二五日法律第七九号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 （平成二十七年九月一日法律第六六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

埼玉県犯罪被害者等支援条例（平成 30 年埼玉県条例第 10 号）

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 9 条）

第 2 章 犯罪被害者等支援に関する基本的な施策（第 10 条—第 19 条）

第 3 章 犯罪被害者等支援の推進体制の整備等（第 20 条—第 23 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減を図り、もって犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる社会を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 二 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- 三 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、誹謗（ひぼう）中傷、報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害等の被害をいう。
- 四 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等がその受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるように支援する取組をいう。
- 五 民間支援団体 犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいう。

（基本理念）

第 3 条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等支援は、被害の状況及び原因、二次的被害の状況等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に推進されなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく受けることができるように推進されなければならない。

（県の責務）

第 4 条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 県は、前項の施策を実施するに当たっては、市町村その他の関係機関及び民間支援団体その他の関係する者（以下「関係機関等」という。）と相互に連携を図るものとする。

（市町村への協力）

第 5 条 県は、市町村が犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施するために必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする。

（県民の責務）

第 6 条 県民は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深

め、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、県及び市町村が行う犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等支援に努めるものとする。

(民間支援団体の責務)

第8条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するとともに、県及び市町村が行う犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(犯罪被害者等支援に関する指針)

第9条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する指針（以下この条において「指針」という。）を定めるものとする。

2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 犯罪被害者等支援に関する基本方針
- 二 犯罪被害者等支援に関する具体的施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項

3 県は、指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第2章 犯罪被害者等支援に関する基本的な施策

(相談及び情報の提供等)

第10条 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第11条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他の犯罪等により心身に受けた影響から回復することができるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第12条 県は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に平穏な日常生活を営むことができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第13条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第14条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、又は犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止するため、犯罪被害者等の一時的な利用に供する住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第15条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(経済的な助成に関する情報の提供等)

第16条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第17条 県は、広報活動及び啓発活動を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について県民及び事業者が理解を深め、社会全体として犯罪被害者等支援が推進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第18条 県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援等の犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体等による支援の推進)

第19条 県は、民間支援団体その他の関係する者が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

第3章 犯罪被害者等支援の推進体制の整備等

(犯罪被害者等支援の推進体制の整備)

第20条 県は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が必要な支援を途切れることなく受けることができるよう、犯罪被害者等支援を推進するために必要な体制の整備を行うものとする。

2 前項の体制の整備に当たっては、県と民間支援団体が一体となって犯罪被害者等支援を総合的に行う体制の充実並びに関係機関等相互間の犯罪被害者等支援に係る情報の共有及び協議の促進その他の関係機関等相互間の連携の強化を図るものとする。

(市町村の総合的対応窓口の体制の充実)

第21条 県は、市町村が設置する犯罪被害者等支援を総合的に行う窓口の体制の充実を図るため、市町村に対する情報の提供、助言、研修の実施その他の必要な援助を行うものとする。

(財政上の措置)

第22条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(議会への報告)

第23条 県は、犯罪被害者等支援に関して講じた施策の実施状況について、適宜、議会に報告するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(見直し)

2 県は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じこの条例について見直しを行うものとする。

(埼玉県防犯のまちづくり推進条例の一部改正)

3 埼玉県防犯のまちづくり推進条例(平成16年埼玉県条例第36号)の一部を次のように改正する。
第20条の見出し中「犯罪被害者」を「犯罪被害者等」に改め、同条中「犯罪により被害を被った者」を「犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族」に、「犯罪被害者」を「犯罪被害者等」に、「民間団体」を「民間支援団体」に、「講ずるよう努める」を「講ずる」に改める。